

昭和二十八年厚生省令第四十二号

未帰還者留守家族等援護法施行規則

未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十二条第二項、第十五条及び第三十五条の規定に基き、未帰還者留守家族等援護法施行規則を次のように定める。

第一条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号。以下「法」という。）第五条第二項に規定する留守家族手当（未帰還者留守家族等援護法施行令（昭和二十八年政令第二百十一号。以下「令」という。）第三条の二第二項本文の規定によりその支給に関する権限を各行政機関の長、最高裁判所長官及び各議院の事務総長に委任したものを除く。以下同じ。）の支給の申請は、留守家族手当支給申請書（様式第一号）に左に掲げる書類を添附して、申請式第一号）に左に掲げる書類を添附して、申請者の住所地を管轄する都道府県知事に提出して行わなければならない。

第二条 未帰還者とその留守家族のうち法第七条の規定に該当するもの（以下「該当留守家族」という。）との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本

第三条 法第十二条第一項に規定する申請は、留守家族手当改定申請書（様式第三号）に、新たに掲げる書類を添附して、申請者の住所地を管轄する都道府県知事に提出して行わなければならない。

第四条 留守家族手当の支給を受けていた留守家族が該当留守家族でなくなったこと（死亡した場合を含む。以下第五条において同じ。）により、次順位者が留守家族手当の支給の申請をする場合においては、留守家族手当支給申請書に、前に留守家族手当の支給を受けていた者が該当留守家族でなくなったことを認めることができる書類（当該次順位者が新たに該当留守家族となつた場合は、当該書類及び第一条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類）を添附して、その者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第五条 留守家族が該当留守家族でなくなった場合においては、当該留守家族手当の支給を受けている者は又は該当留守家族手当の支給を受けた者若しくは該当留守家族手当を受けた者又は配偶者が夫、十八歳以上の子、十八歳以上の孫又は六十歳未満の祖父母である場合においては、その事情を認めることができる書類（該当留守家族が夫、十八歳以上の子、十八歳以上の孫又は六十歳未満の祖父母である場合においては、その者が障害の状態にあることを認めることができる医師又は歯科医師の診断書）

第六条 該当留守家族が六十歳未満の父母である場合においては、その者が障害の状態にあることを認めることができる医師若しくは歯科医師の診断書又は配偶者がなく、且つ、その者を扶養することができる直系血族がない旨の申立書

第七条 削除（該当留守家族でなくなつた場合の届出）

第八条 都道府県知事は、未帰還者に関する総務大臣又は地方公共団体の長から恩給法（大正十二年法律第四十九号）の規定により普通恩給（地方公共団体において支給するこれに相当する給付を含む。）を受ける権利につき裁定があつた旨の通知を受けたときは、留守家族手当の支給を受けている留守家族に対し当該留守家族手当の全部又は一部の支給を停止する旨を通知しなければならない。

第九条 令第一条に規定する厚生労働省令で定める額は、上陸地及び帰郷地に応じ、別表に定める金額とする。（葬祭料の支給の申請）

第十条 法第十六条第一項に規定する葬祭料の支給の申請は、葬祭料支給申請書（様式第四号）に、次に掲げる書類を添付して、申請者の住所地を管轄する都道府県知事に提出して行わなければならぬ。

第十二条 申請者が法第十六条第二項に規定する遺族（以下「遺族」という。）である場合においては、死亡した未帰還者と申請者のとの身分関係を明らかにできる書類（戸籍の謄本その他の書類）

合においては、前項に掲げる書類のほか、当該被選定人によつて留守家族手当の支給を受けようとする留守家族の全員が連署した申請者選定届（様式第二号）を添えなければならない。

（被選定人の交替）

受けている者が新たに被選定人を選定したときは、新たに被選定人となつた者は、申請者選定届を、その者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（留守家族手当の額の改定の申請）

第三条 法第十二条第一項に規定する申請は、留守家族手当改定申請書（様式第三号）に、新たに加給すべき該当留守家族に関する第一条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までの間に掲げる書類を添附して、申請者の住所地を管轄する都道府県知事に提出して行わなければならない。

（留守家族手当の支給を受けている留守家族の届出）

第二条 第一条第二項の規定は、前項の申請者が加給すべき該当留守家族と同順位である場合に準用する。

（留守家族手当の転給の申請）

第四条 留守家族手当の支給を受けていた留守家族が該当留守家族でなくなったこと（死亡した場合を含む。以下第五条において同じ。）により、次順位者が留守家族手当の支給の申請をする場合においては、留守家族手当支給申請書に、前に留守家族手当の支給を受けていた者が該当留守家族でなくなったことを認めることができる書類（当該次順位者が新たに該当留守家族となつた場合は、当該書類及び第一条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類）を添附して、その者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（生存資料の届出）

第五条 留守家族手当の支給を受けている留守家族は、未帰還者が生存していると認められる新たな資料を得た場合は、遅滞なく、その旨を、その者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

（留守家族手当を支給しない旨等の通知）

第六条 都道府県知事は、未帰還者に関する総務大臣又は地方公共団体の長から恩給法（大正十二年法律第五十号）の規定により普通恩給（地方公共団体において支給するこれに相当する給付を含む。）を受ける権利につき裁定があつた旨の通知を受けたときは、留守家族手当の支給を受けている留守家族に対し当該留守家族手当の全部又は一部の支給を停止する旨を通知しなければならない。

（葬祭料の支給の額）

第七条 削除（該当留守家族でなくなつた場合の届出）

第八条 都道府県知事は、未帰還者に関する総務大臣又は地方公共団体の長から恩給法（大正十二年法律第五十号）の規定により普通恩給（地方公共団体において支給するこれに相当する給付を含む。）を受ける権利につき裁定があつた旨の通知を受けたときは、留守家族手当の支給を受けている留守家族に対し当該留守家族手当の全部又は一部の支給を停止する旨を通知しなければならない。

（遣骨引取経費の支給の申請）

第九条 法第十七条に規定する遺骨引取経費の支給の申請は、遺骨引取経費支給申請書（様式第五号）を、申請者の住所地を管轄する都道府県知事に提出して行わなければならない。

（法第十二条第一項に規定する遺骨引取経費の支給の申請）

第十条 法第十七条に規定する遺骨引取経費の支給の申請は、遺骨引取経費支給申請書（様式第五号）を、申請者の住所地を管轄する都道府県知事に提出して行わなければならない。

（法第十二条第一項に規定する障害一時金の支給の申請）

第十二条 法第十六条に規定する障害一時金の支給の申請は、障害一時金支給申請書（様式第十三号）に、左に掲げる書類を添附して、申請者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（障害一時金の支給の申請）

第十三条 法第十六条に規定する障害一時金の支給の申請は、障害一時金支給申請書（様式第十三号）に、左に掲げる書類を添附して、申請者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（障害一時金の支給の申請）

第十四条 法第十六条に規定する障害一時金の支給の申請は、障害一時金支給申請書（様式第十三号）に、左に掲げる書類を添附して、申請者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（障害一時金の支給の申請）

第十五条 法第十六条に規定する障害一時金の支給の申請は、障害一時金支給申請書（様式第十三号）に、左に掲げる書類を添附して、申請者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（障害一時金の支給の申請）

第十六条 法第十六条に規定する障害一時金の支給の申請は、障害一時金支給申請書（様式第十三号）に、左に掲げる書類を添附して、申請者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（障害一時金の支給の申請）

第十七条 法第十六条に規定する障害一時金の支給の申請は、障害一時金支給申請書（様式第十三号）に、左に掲げる書類を添附して、申請者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（申請者が死亡した者の配偶者であつて、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者である場合においては、その事情を認めることができる書類）

（申請者が葬祭を行つ旨の申立書）

樣式第二號

樣式第三號

新規登録		新規登録	
会員登録	会員登録	会員登録	会員登録
新規登録	新規登録	新規登録	新規登録
新規登録	新規登録	新規登録	新規登録
新規登録	新規登録	新規登録	新規登録

「本件係争訴訟の本復讐者である場合は、一概に該らの職業又は身分一層に所徴免除及び所徴官若る公職者十心(ハ)」
二 申請者が本件遂入(ハ)ある場合は、申請者庄の上にその旨を付記する。

樣式第四號

参考文献として、『元和新古今著者考』がある場合は、「詩歌時の筆者又は号分」欄に所屬の説名及び別號(官號)を記載する。

樣式第五號

著者、同じじた者が本を著者「ある場合」、「該報時」の筆者又は身分「間に近接關係を有する場合」を指す。

**様式第六号から様式第十二号まで
様式第十三号 削除**